

## 田舎館村消防団協力事業所表示制度実施要綱

### (目的)

第1条 この告示は、田舎館村消防団に積極的に協力している事業所又はその他の団体に対して、消防団協力事業所表示証を交付するために必要な事項について定め、もって地域の消防防災力の充実強化等の一層の推進を図ることを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業所等 事業所又はその他の団体をいう。
- (2) 消防団協力事業所 田舎館村長（以下「村長」という。）が消防団活動に協力している事業所等として認め、消防団協力事業所表示証を交付した事業所等（以下「協力事業所」という。）をいう。
- (3) 消防団協力事業所表示証 前号の事業所等に対して、消防団活動に協力している証として交付した表示証（以下「表示証」という。）をいう。

### (表示証の交付申請及び推薦)

第3条 協力事業所としての認定及び表示証の交付を受けようとする事業所等は、田舎館村消防団協力事業所表示申請書（別記様式第1号）により申請を行うものとする。

### (認定基準及び審査)

第4条 村長は、前条に規定する申請があった場合、事業所等が次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するかどうかについて審査を行い、適合していると認めるときは、協力事業所の認定を行うものとする。

- (1) 従業員が田舎館村消防団員として2名以上入団しており、その消防団活動について積極的に配慮している事業所等
- (2) 災害時等に事業所の資機材等を消防団に提供するなど協力をしている事業所等
- (3) その他消防団活動に協力することにより、地域の消防防災体制の充実強化に寄与している事業所等

### (表示証の交付)

第5条 村長は、審査の結果、協力事業所の認定を行ったときは、当該事業所等に表示証（別記様式第2号）及び消防団協力事業所認定書（別記様式第3号）を交付するものとする。

### (表示証の表示)

第6条 協力事業所は、表示証を交付した市町村等名、交付された年月等を付して、表示証を表示することができる。

- 2 協力事業所として認めた事業所等が他の市町村等の協力事業所として認められている場合は、同条第1項の表示の他に、複数市町村等の名称を併せて付すことができる。

- 3 表示証は、次に掲げる場所等に表示するものとする。
- (1) 表示証を交付された事業所等の見えやすい場所
  - (2) パンフレット、チラシ、ポスター、看板、電磁方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。)により行う映像その他の広告

4 表示できる表示証の様式については、前条に掲げる別記様式第2号のほか、別記様式第2号の寸法を同率に拡大又は縮小したものとする。  
(表示証交付整理簿の備え付け)

第7条 表示証の交付に際して、村長は、田舎館村消防団協力事業所表示証交付整理簿(別紙様式第4号)を備え付け、表示証の交付に関する事業所の名称、住所、有効期間等の必要事項を記録するものとする。  
(表示有効期間)

第8条 表示の有効期間は、原則として、認定の日から2年又は第9条の規定による認定の取消しの日までとする。ただし、協力事業所が総務省消防庁消防団協力事業所表示証(以下「総務省消防庁表示証」という。)の交付を受けた場合は、表示の有効期間は、総務省消防庁消防団協力事業所の総務省消防庁表示証の交付を受けた日から2年間とする。

2 表示証の表示の効力が失効した事業所等については、第6条に規定する表示を行うことができない。

3 村長は、認定の日から2年を経過する前に協力事項の現状及び表示の継続の意思を確認した上で、認定を更新できるものとする。  
(認定の取消し)

第9条 村長は、協力事業所が事業を廃止又は休止したとき、第4条に規定する基準を満たさないこととなったとき、偽りその他不正な手段により表示証の認定を受けたとき、又はその他協力事業所としての表示が適当でないと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。この場合において、村長は、相手方に対し、当該認定の取り消しの理由を文書で通知するものとする。

2 前項の規定により協力事業所の認定を取り消された事業所等は、速やかに、表示証を村長へ返還しなければならない。  
(協力事業所の公表)

第10条 村長は、協力事業所の名称、田舎館村消防団への協力内容、その他の事項について、広報紙等により公表するものとする。  
(所掌)

第11条 この告示に関する事務は、田舎館村総務課において所掌する。  
(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は別に定める。

#### 附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

田舎館村消防団事業所表示申請書

年 月 日

田舎館村長 様

[事業所] 所在地

名 称  
代表者  
担当者  
電話番号

田舎館村消防団協力事業所表示制度実施要綱第3条の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 申請区分（該当する区分にレ点を記入してください。）  
新規：はじめて消防団協力事業所の表示を受ける場合  
再申請：消防団協力事業所の表示有効期間の満了に伴い、再度表示を希望する場合
- 協力内容（該当する項目に○印を付けてください。）

項目 番号	○印	取 組 内 容
1		従業員が田舎館村消防団員として2名以上入団しており、その消防団活動について積極的に配慮している。
2		災害時等に事業所の資機材等を消防団に提供するなど協力をしている。
3		その他の消防団活動に協力することにより、地域の消防防災体制の充実強化に寄与している。

3 従業員の田舎館村消防団所属状況（別紙での提出も可）

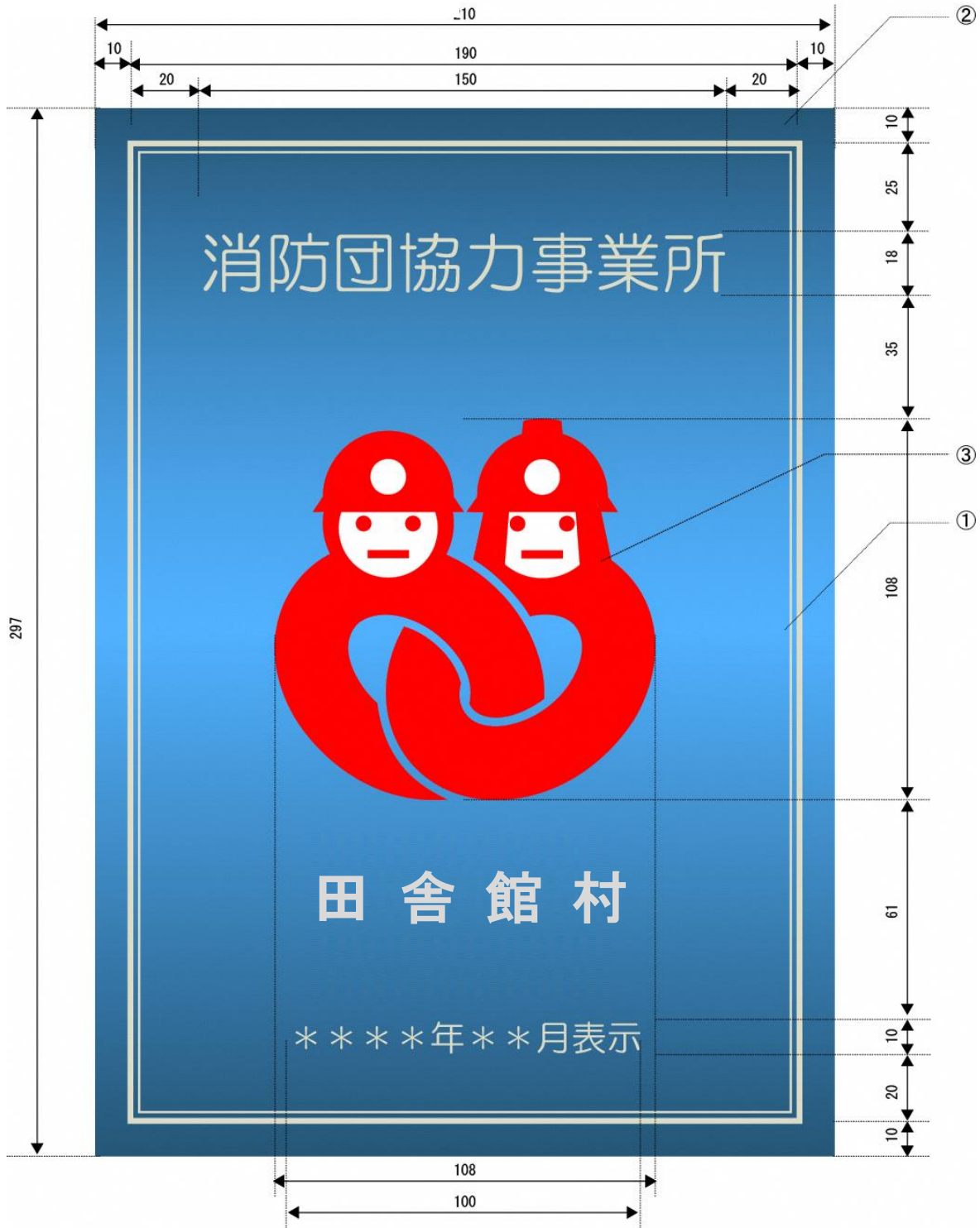
従業員氏名	所属分団・消防部		
(例) 田舎 太郎	第 2 分団	田舎館	消防部
	第 分団		消防部
	第 分団		消防部
	第 分団		消防部
	第 分団		消防部
	第 分団		消防部

4 添付資料

- (1) 会社案内・パンフレット等
- (2) 上記項目の協力内容が具体的に分かる書類（社員名簿、社員証の写し等）
- (3) その他審査に必要な資料

市町村 記入欄	<p style="text-align: center;">認定年月日                      年    月    日</p> <p>【その他特記事項】</p>
------------	--

様式第2号（第5条関係）



【備考】

- 1 数字の単位は、ミリメートルとする。 3 材質はプラスチック等、厚みは6mm以上とする。  
 2 色は、次の表のとおりとする。

		色（CMYK値による色指定）
①	地色（中央部）	青（C：68%、M：5%、Y：0%、K：0%）
②	地色（上下部）	青（C：85%、M：40%、Y：25%、K：12%）
③	表示マーク（面）	赤（C：0%、M：95%、Y：90%、K：0%）
④	文字、枠線	銀

第 号

消 防 団 協 力 事 業 所 認 定 書

様

貴事業所は、田舎館村消防団協力事業所表示制度実施要綱に基づき、消防団協力事業所と認定します。

記

1 区 分 新 規  
更 新（初回認定年月日： 年 月 日）

2 所 在 地

3 有効期限 年 月 日

年 月 日

田 舎 館 村 長



田舎館村消防団協力事業所表示証交付整理簿

交付 番号	事業所名	郵便番号	初回表示年月日	協力事項 (第4条関係)	備 考
		所在地	現表示有効期間		
		担当・連絡先	認定回数		
(例)	株式会社〇〇 △△工場	〒038-1113	令和 8年 4月 1日	<input checked="" type="checkbox"/> 1 (従業員の入団) <input type="checkbox"/> 2 (資機材の提供) <input type="checkbox"/> 3 (その他の協力)	
		田舎館村大字田舎館字中辻 123-1	令和10年 3月31日		
		総務課 田舎太郎 58-2111	1回		
1				<input type="checkbox"/> 1 (従業員の入団) <input type="checkbox"/> 2 (資機材の提供) <input type="checkbox"/> 3 (その他の協力)	
2				<input type="checkbox"/> 1 (従業員の入団) <input type="checkbox"/> 2 (資機材の提供) <input type="checkbox"/> 3 (その他の協力)	
3				<input type="checkbox"/> 1 (従業員の入団) <input type="checkbox"/> 2 (資機材の提供) <input type="checkbox"/> 3 (その他の協力)	
4				<input type="checkbox"/> 1 (従業員の入団) <input type="checkbox"/> 2 (資機材の提供) <input type="checkbox"/> 3 (その他の協力)	